

第2回行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成27年4月1日～平成32年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1

育児介護休業規定に定められている、育児のための所定外労働の免除や、育児短時間勤務の利用を促進する。

施策

平成27年4月～ 制度内容について、わかりやすいパンフレットを作成し、社員に周知